

令和 3 年 3 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和3年3月3日 午前10時15分
閉 会 令和3年3月3日 午前11時20分

2 出席委員等

橋本教育長 小畠委員 千 委員

安岡委員 藤本委員 鈴鹿委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前川 教育次長 山本 教育監

大路 管理部長 山口 指導部長

石澤 総務企画課長 山田 特別支援教育課長

村田 高校教育課長 下村 総務企画課主幹兼係長

岡 総務企画課副主査

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第1号議案 令和3年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和3年2月府議会定例会提出見込議案（その3）のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案1件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

同議案は、同定例会第52号議案の令和2年度京都府一般会計補正予算（第11号）であるが、今回は政策的な要素ではなく、今年度当初予算から、この間、補正予算で措置された内容も含めて、今年度の事業の執行の見通しが付いたものについて、その計数を整理する補正予算である。

まず、歳出予算補正について説明する。

歳出予算の項目ごとに補正額を列挙しているが、その合計はマイナス約36億3,700万円減額補正をお願いするものである。

減額の内訳は、人件費が約20億円、残りの約16億円は事業費となっている。

人件費については、人事委員会勧告の中で給与費が減額され、それに伴うものが今回の計数整理の中に含まれている。

事業費については、高校生の修学支援の関係予算を計上していたが、実績見合いでその分を減額するものが約5億円、その他、府立高校の大規模改修等が新型コロナウイルス感染症の影響等で実施できなかった分などもあり、総計で約36億円の減額を行うといった計数整理の補正である。

次に繰越明許費補正について説明する。

繰越明許費とは、歳出予算の経費のうち、今年度中に事業を完了しないものについて、次年度に跨がって執行する経費であり、同執行についてはあらかじめ議会の議決を得ることになっている。

その内容については、高等学校校舎等整備費及び特別支援学校校舎等整備費が、新型コロナウイルス感染症の影響等により建設工事の施工スケジュールが調整され、また、新設特別支援学校建設費は、以前に承認いただいたとおり、軟弱地盤対策の関係で年度を跨ぎ、歴史的建造物保存伝承事業費については、本願寺ほか4件の工事の執行等につき、それぞれ不測の日数を要するものであり、やむを得ず繰越を行うものである。

【質疑応答】

○ なし

イ 府立学校におけるコミュニティ・スクールについて

【村田高校教育課長の報告】

- 令和3年度以降の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について報告する。

学校運営協議会とは、学校・地域・保護者の意見を学校運営に反映させ、地域と共にある学校づくりを進めるための仕組みで、平成29年3月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、各学校に学校運営協議会を設置することが教育委員会の努力義務となり、同協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールと呼んでいる。

同協議会の主な3つの機能は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができること、教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について意見を述べることができるのことである。

コミュニティ・スクールは、平成16年度中に地教行法が改正・施行され、平成17年度からスタートし、導入校数は、令和2年7月現在全国で9,788校となっている。

導入状況の推移については、平成29年から令和2年の3年間で、高等学校が10.2倍、特別支援学校が9.5倍となっており、神奈川、大阪、和歌山、広島、山口、熊本の県立府立の高等学校・特別支援学校では導入率が100%である。

京都府においては、府立学校4校がコミュニティ・スクールとなっており、同協議会は、基本的に学期に1回開催している。

各学校からは、「学校と地域が情報を共有できるようになった」「地域が学校に協力的になった」「学校に対する外部の評価が効果的に行えるようになった」といった声を聞いている。

一方、課題としては、教職員の負担が増すのではないかという懸念があるほか、学校・地域・保護者の役割分担が明確化する必要があるといった声も挙がっており、今後、そういう課題にも取り組んでいく。

令和3年度からは、原則全ての府立学校に同協議会を設置し、コミュニティ・スクールへ移行する方針である。

その中で、先行4校の事例を踏まえ、地域と協働した学校のあり方について、さらに研究していきたいと考えている。

【質疑応答】

- 小畠委員

コミュニティ・スクール導入率は、資料によれば、全国平均27.2%である中、京都にあっては、府立学校4校が導入しているとの報告であったが、京都は設置が遅れているということか。

- 村田高校教育課長

府立の高等学校と特別支援学校については、御指摘のとおり、これまで導入が少なかった。令和3年度から全校設置を進めていく。

- 橋本教育長

全国平均の導入率27.2%については、小中学校等も含めた全校種の割合であり、特に小学校は設置割合が高く、京都府では京都市がほとんど設置している状況であるため、京都府全体としての設置割合は高いといえる。その中で高等学校については、これからであり、全国的にも高等学校におけるコミュニティ

- ・スクールの設置はこの数年に動き始めた状況である。
- 小畠委員 資料では、高等学校の全国平均は18.9%であるが、京都はどうなのか。
- 村田高校教育課長 京都府立高等学校での設置は1校のみであり、1.7%である。
- 橋本教育長 その割合を100%近くにする予定である。
- 小畠委員 大阪府立の高等学校・特別支援学校の導入率は100%であるとの説明であつたが、資料では大阪府の導入率は30%にも至っていないがなぜか。
- 橋本教育長 大阪府については、府立の高校・特別支援学校は100%であるが、小中学校では進んでおらず、こういう数字となっている。
- 小畠委員 同協議会の機能をみれば、地域・保護者が教員の任用や学校のマネジメントにも意見を述べることができることになっており、それらが学校運営の改善にも反映されるということは良いことであるが、一方通行的にもみえるため、双方向でなければならないと思う。
学校からも地域社会に対し、教員の働き方改革等に係る部活動の支援など、課題となっていることを地域社会にお願いできるといった双方面でのコミュニケーションがとれる運営をしていただきたい。
- 橋本教育長 資料の2枚目裏面に記載しているとおり、学校と同協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、目指すところを共有し、協働へつなげていくことが重要であり、委員御指摘のとおり、働き方改革の一つの方策としてコミュニティ・スクールも位置付けられており、狙いとしては双方向でなければならない。
- 鈴鹿委員 私自身が京都市の特別支援学校の学校運営支援委員を15年以上していた経験から、学校運営等に地域が関わる利点は、学校の現状を理解してもらうことであるが、人によっては捉え方もいろいろあると感じている。
学校運営協議会の委員はどのようにして決まるのか。
- 村田高校教育課長 委員の推薦という形で学校から教育委員会に上申していただき、教育委員会で委嘱、任命するということで進めている。
- 鈴鹿委員 その際に偏りがないようにしなければならないと思う。
また、高校や特別支援学校の学校運営協議会委員に企業関係者が入れば、就職支援等につながることもあるので、保護者や卒業生に限らず、多方面から人が入れば、斬新な意見も取り入れることができ、その効果は一層増すと思う。
- 橋本教育長 これは委員の人選に尽きると思う。
今の貴重な御意見も踏まえ、学校には委員を選んでほしいと思っている。
- 千委員

学校と学校運営協議会が対等な立場に立つ必要があるのか。学校は学校の立場があり、地域は地域であり、そこが難しいと思う。対等な立場に立つというより、学校を少し上にした方が正常に機能するような気がする。

また、人選が一番大事であるが、教育委員会において、知らない人を承認するのも大変に感じる。

○ 橋本教育長

学校運営協議会に参画いただける方にとって、学校が上側に立つということは避ける必要がある。

一方、教員人事などで対等の立場で意見をいただくと困ることもあり、そうしたことではない制度となっているが、そういうところの権限や役割は文字どおりの対等ではなく、役割分担の中でそれぞれが力を発揮するという形と考えている。

○ 安岡委員

平成29年に地教行法が改正され、学校に同協議会を設置することが教育委員会の努力義務となつたが、こうした協議会は以前から学校独自に設置していたのか。

○ 村田高校教育課長

この制度そのものは、配付資料に記載のとおり、平成17年度からスタートしている。

○ 安岡委員

令和3年度から全ての府立学校に導入する中で、説明にもあったとおり、学校と地域が共通認識を持って地域とともにある学校づくりを行うというメリットのほか、教職員の負担が増すという懸念もあるため、働き方改革の一つの方策としてもコミュニティ・スクールが位置付けられていることをよく認識し、人選については、我々がしっかりと見守らなければならないと思っている。

○ 橋本教育長

貴重な御意見を踏まえ、しっかりと取り組んで参りたい。

ウ 令和3年度小・中・義務教育学校教頭の人事異動について【非公開】

エ 新型コロナウイルス感染症について

【山口指導部長の報告】

○ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏ました府立学校の対応について、配付資料の各府立学校長宛ての通知文に基づき報告する。

京都府においては、3月1日から、緊急事態措置区域から除外されたが、感染の再拡大を防ぐために、引き続き京都府では、3月1日から同14日までの間、外出の自粛、飲食店等への営業時間短縮要請、イベント等の開催、職場への出勤について、新しいステージにおける要請がなされているところである。

こうした状況の中、府立学校における対応については、まず、学校教育活動の制限に関しては、こうした京都府の流れに沿って段階的に緩和することとしている。

宿泊を伴う教育活動については、3月8日から京都府内での実施は可とし、

同 18 日以降は府外においても可としている。

なお、修学旅行については、実施時期が限定されることから、3月8日から同18日までの間においても、府外での実施を可としている。

部活動については、資料に記載のとおり、参加者、活動場所、他府県交流、宿泊、大会参加等において、3月1日から、3月8日から、3月19日からと段階的に緩和させることとしている。

次に、感染防止対策の徹底等としては、学校における感染防止対策を引き続き適切に対応することや長期休業期間等における感染防止対策を指導することとしている。

今回、緊急事態措置区域から除外されたものの、感染の再拡大を防ぐため、気を緩めることなく、感染防止対策を徹底し、学校教育活動を継続していく考えている。

【質疑応答】

○ 安岡委員

今後、卒業式や入学式の行事が予定されるが、これらは京都府の指針に沿つて肅々と実施するということか。

○ 山口指導部長

式典等については、時間の短縮、出席者の制限のほか、来賓については基本的には出席していただかないという形ですでに指示を出しておらず、3月1日には府立高等学校がこうした形で卒業式を実施している。

○ 小畠委員

第3波のときは、一部高等学校の交流試合で集団感染が発生したが、この交流試合に限って発生したということは、やり方に何か問題があったのではないかと感じる。今回の事例を踏まえての総括等により、こういう対策を行えば、抑止できるといった方策は出ているのか。

第3波のときは、経済活動を無理に抑え込まず、雇用がそんなに落ち込まない対策を取りながら、京都府では1日の感染者数が一桁になったため、上手い対策を講じれば、ある程度両立ができると思う。

こうした情勢下での試行錯誤は当然であるが、何が悪かったかをしっかりと捉え、それを対策に生かしていくことが重要であり、この事例を踏まえてどのような対策が講じられているか伺いたい。

○ 山口指導部長

御指摘のとおり、その点については、しっかりとエビデンスを持って、よく把握した上で、現場への指導を目指していくかなければならないが、疫学的なエビデンスがなく明確には言えない。

こうした事例は、全国でも多数発生しており、国に問い合わせても、明確な答えが返ってこない。

該当の事例においては、そのときの体育館の換気がどうだったのかといろんな推測として話ができるレベルであり、考えられる範囲で現場に指示を出しているというのが現状である。

○ 橋本教育長

その件について補足するが、配付資料の各府立学校長宛ての通知文にも記載しているとおり、部活動における留意事項として、練習試合や合同練習等複数

校で交流する活動に参加する場合は、事前に交流先や主催者等との連携を図り、会場・更衣室等の換気状況や食事時の対応などを十分に確認した上で適切に判断することについて、今回、あえて指示している。

○ 小畠委員

今後も、事例を対策に生かすようにしていただきたい。

○ 橋本教育長

2月は、府立学校では感染者が出なかったが、この先どうなるか分からず、春休みも少し心配であり、引き続き、気を緩めずに取り組んでいきたい。

○ 鈴鹿委員

修学旅行については、各府立学校長宛の通知文に訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮することなどが記載されているため、東京等首都圏の緊急事態宣言中のところはもちろん避けるべきということであると思うが、それを明言しなくてもよいのか。

○ 山口指導部長

今までに繰り返し学校とやり取りを行っており、本来の日程で修学旅行が実施できず、多くの学校が3月に延ばしたという経緯もあるため、こういう書き方で現場は十分に理解できる。

○ 小畠委員

修学旅行は、こうした時期であるため、京都府内で実施すればどうか。

総合教育会議の中でも文化の話が出たが、自分の足元の文化をしっかりと理解することが第一歩であるとすれば、この際、京都の学校は修学旅行で他府県に行かず、北部地域の学校は京都市内で、また、南部地域の学校は北部で研修するというようなことを行えば、教育的にも効果があると思う。

○ 橋本教育長

小学校においては、そのような形で見直された事例があるが、高等学校の場合だと、家庭の事情などで遠くに行ったり、旅行に行ったりしたことがない生徒も結構いるため、そういうことを考えると、修学旅行で1回ぐらいは遠くに行くのも教育的にはあってもよいと思う。一方、その中で地元を選ぶことについては、こういう状況であるため良いことではある。

(3) 議決事項

ア 第2号議案 第2期京都府教育振興プランについて

【石澤総務企画課長の説明】

○ 第2期となる新しい教育振興プランについては、現行プランの計画期間満了のため、この間の新型コロナウイルス感染症対策の経験を生かしながら、学びの保障、新たな指導体制の整備、さらには、ICTの活用、高校改革、学校における働き方改革等をしっかりと推進する中身を盛り込んだところである。

加えて、新しい学習指導要領を着実に実施していく中で、新しい時代の教育を実現するため、この間、外部有識者による検討会議を延べ6回開催し、それぞれのお立場から様々な御意見をいただいた。

また、教育委員会においても、これまで延べ8回にわたり報告し、御意見をいただいたところである。

そういう内容を盛り込み、今回、最終案として、第2期京都府教育振興プランを議案提出するものである。

内容については、説明を省略するが、この中にも盛り込んだ「教育環境日本一」の実現に向け、各施策をしっかりと実現していきたいと考えている。

議決いただいた後には、府議会への報告、市町教育委員会はもとより、各学校、保護者、関係団体へしっかりと周知を図っていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

イ 第3号議案 京都府公立学校退職教職員表彰の被表彰者について【非公開】

〔原案どおり可決〕

ウ 第4号議案 令和3年度小・中・義務教育学校校長の人事異動について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(4) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

報告事項ウ、議決事項イ・ウについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告

